

Title	『芝新銭座慶応義塾之記』に関する若干の考証(一)
Sub Title	Fukuzawa (福沢)'s "Note of Shibashinsenza Keio Gijuku" (芝新銭座慶応義塾之記) (I)
Author	中山, 一義(Nakayama, Kazuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.1 (1967. 7) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	In the fourth year of Keio, 1868, Fukuzawa reorganized his school, founded ten years before, and named it Keio-gijuku after the English 'public school' and then published a small guidebook titled 'Shiba Shinsenza Keio-gijuku no Ki'. The book showed us the earliest one of European type private schools in Meiji Japan. And it has seven articles as follows: 1. The organization and aim of the Keio-gijuku society. 2. Rules of the school life. 3. Rules of the dining-hall. 4. Entrance procedure. 5. The schedule. 6. The map of the campus. 7. The account of the 'Chugen' festival. The present thesis will analyze and explain those articles from the viewpoint of the historical study of Japanese educational thought.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『芝新錢座慶応義塾之記』に関する若干の考証(一)

中山一義

はしがき

ここに『芝新錢座慶応義塾之記』という表題の和装・木版本で十丁ばかりの小冊子がある。大きさはA5版、本文は十八頁、そのうち一頁は図面、字数は一頁およそ二百五十平均として、総数四千二・三百前後、上質の和紙の袋綴り、刊行は推定で慶応四年七月とされている。現在慶応義塾大学塾史編纂所の所蔵であり、別掲の写真がその全文である。

内容は、(一)「慶応義塾之記」(二)「規則」(三)「食堂規則」(四)「入社規則」(五)「日課」(六)「塾平面図」(七)「中元祝酒之記」以上である。(一)は近世洋学百年の歴史的伝統を承けて、慶応義塾が誕生したことを天下に宣言した文章であり、(二)は塾生活についてとりきめた諸規則、(三)は食堂における塾生の心得、(四)は慶応義塾会社へ入社する際の諸手続、(五)は前年アメリカ行で買って帰った教科書を採用し、鉄砲州時代に養成した若い学者を担当者とし、七曜制・洋時制を以て配当した授業の時間割、(六)は社頭住居・塾舎・講堂・食堂・運動場・遊園のほか、調理場・髪結床・門番詰所・門などの所在を示す図面、(七)は学問の命脈を断つまいとして、維新戦争をよそに講学に精進する義塾社中の決意を披瀝した文章である。

起草の時期は、(一)から(六)までは慶応四年(一八六八)四月の開講の際、(七)は同年七月十五日の中元の佳節で、七月中には、おそらく印刷刊行されたであろうと推定する。また、明治二年八月付で、再版と見るべきものが刊行されている。それには、(四)の「入社規則」を欠き、(五)の「日課」に大改訂を加え、また童子局と汐留出張所との新設が記入され、更に(六)の図

面には、前年に予告されていた場所に、この年新築された塾舎が書き加えられている。

起草・刊行の動機は、塾生への案内のほか慶応義塾が誕生したことを世の人々に知らせて、ひろく有志の来学を促めるためであり、それには、慶応義塾の精神と学問・教育の内容を知ってもらふ必要がある、そこで、これらの文書を一つにまとめて、『芝新銭座慶応義塾之記』という小冊子として刊行したのである。

慶応四年四月開講に当つて、「慶応義塾之記」を発表すると、間もなく反響があつて、「内外新報」という新聞が、閏四月十八日付第十六号で、これをとり上げ、「福沢諭吉芝新銭座に塾を立て、慶応義塾と号す。閏四月三日工竣り、始めて塾をひらく。今其塾記手に入りたる故ここに載す。其塾則と其図とに至りては、他日手に入るときしるすべし」という紹介記事とともに、その全文を掲載している。

この小冊子に盛られた内容をよりよく理解するためには、起草され発表された時代的背景を知らなければならぬ。これよりちょうど十年前の安政五年(一八五八)の冬、福沢塾は蘭学の家塾として、中津藩のヒモ付学校の性格をもって、江戸築地鉄砲州の中屋敷内五軒つづきの長屋の一軒に設けられた。そのヒモといわれるものに三つの絆があつた。第一に塾主は藩の家来で、雇われ教師の身分であつた。したがつて、第二に財政的にはいろいろな面で藩に依存していた。第三に講学の目的が藩の命令のわくの内に縛られていた。要するに、身分的にも財政的にも学問的にも自主的でなく自律的ではなかつた。このようなわくを一举にとり除くことのできたのは、まず、万延・文久・慶応と三度にわたつて西洋文明を實地に見聞して、福沢の学問・教育に対する眼が開けたためと、次に、福沢の著訳が当時ベストセラーになつて、独立する資金ができたためと、最後に、明治維新で幕藩制が解体しておのずから身分が解放されたためである。このように条件が整つた上で、福沢塾が生まれ変つて、慶応四年慶応義塾という近代私学が誕生したのである。

『芝新銭座慶応義塾之記』と同じような文書は、江戸時代には「何々学校規則」とか、「何々館記」とか、「何々塾則」

とか、いろいろ出ている。出色のものを二三挙げると、有名な「弘道館記」は天保九年水戸烈公が藩校の由来をみずから書いたものといわれており、「明倫堂規則」は文化年中塚田多門の著といわれ、尾州家の藩学明倫堂の規則を記したもので、内容は戒約・舎中約制・読書次第・撰挙科目に分れて、なかなか整っている。私塾では、「伊藤仁斎塾則」は、もと「同志会申約及式」と称したものであるが、これも内容は申約・会式・品題式・誓詞に分れて、これも整ったものである。変つた例として、「医庠諸生局学規」がある。これは漢方官医多紀元佶が文久三年に書いた幕府医学館の寄宿生徒寮の学規である。洋医のものには、まとまつたものがまだ見当らぬ。伊東玄朴の象先堂の塾則・入門式があるけれども断片である。

ところで、石川謙氏談によると、学則・学館記の類には、所謂作文が多いから、事実を験する場合には、注意を要し、慎重でなければならぬ、そうである。さもあろうと考へ、『芝新銭座慶応義塾之記』を吟味考証するに当つては、この忠告を忘れぬようにしたい。

会 社

「今爰ニ会社ヲ立テ、義塾ヲ創メ、同志諸子相共ニ講究切磋シ、以テ洋学ニ従事スルヤ、事本ト私ニアラズ、広ク之ヲ世ニ公ニシ、士民ヲ問ハズ、苟モ志アルモノヲシテ来学セシメンヲ欲スルナリ」というのが、「慶応義塾之記」の書き出しの文章である。その意は、いまここに、同じ志をもつものが集つて社を結び、洋学の講究という目的を達するために学校を立てたが、洋学の講究ということは本来公共性をもつた仕事であるから、ひろく世に公開して、いやしくも志のあるものならば、士族平民の別なしに来学して欲しい、というのである。

右の文章の中には、二つの問題がある。一つは「会社」、二つには「義塾」である。まず、ここでは、「会社」という語

の考証からはじめる。社を結んで、学問を講究し、学校を立て子弟を教育することは、江戸時代にも行われていた。古くは仁齋を中心に集った同志会、下つては華山を中心に結ばれた尚齒会などは学問の講究、知識の交換を行ったもので、子弟教育の例は郷学などがある。しかし、福沢とその同志の頭にあつたのは、福沢が『西洋事情』に紹介している英国に行われている社中組織であることに間違いない。大陸諸国、ことにプロシヤなどに比べて、英国は教育制度は見劣りするにも拘らず、その文明が進んで学問の程度の高いのは、人々が政府の力に頼らずに自らの力で、会社などを起して学校を立て子弟の教育を行っているからである、ということ、『西洋事情』に書いている。これは国民の元気の現われで、それが文明を進める原動力だと福沢は見ている。福沢とその同志たちが、まず、会社を立て、その会社の事業として、学校を創めた、というのも、このような英国の事情の認識がもとになつていたのである。福沢は単に『西洋事情』にそれを紹介するにとどまらず、みずから実行したのである。その時の同志は鉄砲州時代に教えた人達であり、学校を建てるのに必要な最初の資金は、彼が著訳でもうけたもので、それをこの公共性をもつた事業に注ぎこんだのである。これが会社の最初の財産になつたが、明治三年頃のことを書いたものを見ると、福沢家の家計と慶応義塾の会計とははつきり区別されていたことを示す資料があつて、会社の基礎が固まり、そのころには自力で動き出していることがわかる。

福沢やその同志たちは、この会社を「慶応義塾会社」と呼び、みずからを「慶応義塾社中」と称していた。従来、この会社に、Company とか、Society とか、いう英語を当てているが、社中交際の場合という側から見れば、Society でもよく、同志の仲間を頭においていえば、Company でもよい。英国教育史にもその例がある。また、共同事業の主体すなわち、慶応義塾を一つの団体とみて、意志をもつた一個の人間の如くみなす場合には、Corporation という英語が当てはまる。所謂「法人」の意であるが、明治二十年頃に書いた福沢の手紙や、明治四十年慶応義塾創立五十年記念演説会における当時の塾長鎌田栄吉の話の中には、この Corporation が出てくる。この時鎌田が演説で述べているように、

当時の法律の定めるところによつて、それまで、名義の上では福沢家のものになつていた慶応義塾の財産を義塾名義に書き換えた。この場合、福沢家が寄附したのであるとは、誰れも考えなかつた。はじめから、福沢は慶応義塾を私有物視しなかつた。世間では福沢の私塾の如く見ているものが多かつたが、福沢は毎度慶応義塾は社中公有のものである、と文書にも書き、口にもしていたからである。

財産のことはこれ位にして、会社の人的組織について考証して見よう。慶応四年の会社創立から、明治十四年の「仮憲法」制定までは、一定の手續をとつて入社したものは社中となり、学力にしたがい年令能力に応じて、学園生活に必要ないろいろな仕事を分担した。そこでは社中は基本的には平等であるという觀念が支配しており、その上で役目がふり当てられる方式であつた。半学半教の制の如きも、私学財政の助けとなり、生徒の学費の足になつたばかりでなく、当時の学園生活を公明に円滑にするのに役立つた。はじめのころは、学生生徒の大半が士族出身であつたため、士族の世禄制が廃止になつたり、西南戦争が起つたりして、その影響を強くうけて、明治十二・三年頃には、義塾は存亡の危機に見舞われ、閉塾の一步手前に追いつめられた。この危機を切り抜けて義塾を維持することのできたのは、月謝等の値上げによつたのではなく、借金によつたものでもなく、(借金策は努力はしたが、結局失敗におわつた)、塾出身者と塾に関心をもつ者が維持資金公募に応募してくれたおかげであり、また、明治十四・五年以降時勢が好転して、地方の平民の子弟が多数入社するようになったからでもある。そういうわけで、この頃から、社中の出身社会階層に質の変化がおこつてきた。二十年前後は、福沢が『慶応義塾紀事』の附録の図表に説明しているように、農業関係の者が多く入社した。商工業関係者が入学するようになるのは、明治三十年前後からであろうと推測される。

明治十年代の後半、苦境を切抜けて一息ついた時、慶応義塾というコルポレーションの人的構成は、大きく変化していた。従来のように、入社したものはすべて社中として平等に塾の運営に参加するというやり方ではなくなり、維持資金に

応募した者を新たに「維持社中」として、この維持社中の中から二十二名の理事委員を選んで、この理事委員に義塾の重要な仕事をとり定めることを委嘱する仕組にした。これが明治十四年の「仮憲法」の定めである。

しかし、数年後、大学部創設のための資本金公募の際、明治二十二年八月に、「仮憲法」を廃めて、「慶応義塾規約」を作つて、義塾卒業生と社頭の特選した者を塾員とし、塾員中から塾員が選んだ二十名の評議員に学事・会計・庶務の要件を議決する権限をもたせる仕組に改めた。明治四十年慶応義塾が名実ともに財団法人となつたときも、この体制には変化なく、基本的な形は、戦後に学校法人となつた今日も変わらないといつてもよい。

このように見てくると、慶応義塾の人的構成には、二転三転と変化があつたけれども、初めにうち立てた公共性と独立性という性格は、一貫して失われずにいるようである。

(註) (明治四十年創立五十年記念演説会における鎌田栄吉の演説の一節。)

慶応義塾は五十年記念祭を執行し塾内各部にも夫々催しがありました。今夕は五十年記念演説会を開くこととなり、私も一場の御話を致しますが、しかし別に名説を吐て諸君の喝采を得ようと云うのではなく、唯必要な事だけ報告をするのです。即ち法人としての慶応義塾、此慶応義塾の法人と云うことは、決して今度始まつたことではない。元から義塾は法人なのである。唯、従来法律上に法人という規定はなかつたのが、先年民法が制定せられて此法人の存在が認めらるゝに至つた。而して此以前から業に已に事実上法人としての生存を保つものゝ中最も古くして最も鞏固なる法人団体は即ち慶応義塾であつて、殆ど法人の模範として成立つて居つたものである。実は維新後日本に法律の研究が始まつてから色々外国の法典や法律書を見ては、コオペレーションとかペルソン・モラルとかジュリスチック・パーソンとか云う語の訳字は官民共に困つて、団体とか無形人とか法人とかやつて居たが遂に法人ということに定つた。此法人の意味を最も忠実に実現して居つたものは此の義塾でありましたらう。

(中略)

又塾名を選ぶに当つても色々な説が出たらしい。中にはユニオン・スクールと名づけようと云う突飛論もあつたものと見える。兎に角、一家の私塾でなくして共同の団体、即ち法人として経営したいということは其時分からの希望と見えて、現に彼の慶

応義塾の記の冒頭にも、吾儕爰に会社を立て義塾を創めて洋学を学ぶ云々とある。今日会社と云うと營利会社の方に限らるゝことになつて居るが、これが会社と云う文字の濫觴でありましょう。即ち此慶応義塾会社は法人であるということを言明したものである。福沢先生の意思是、夙くに此主義に定つて居たに相違ない。当時の習慣に依ると学生の入門には束脩を納めると云うことがある、ちやんと水引を掛け、扇子一本に金二朱と云うようなものを先生に上る。これが束脩の礼である。福沢先生は束脩の礼を採らず、師弟の関係を言わず、唯共に与に西洋文明の学を研究するという主義を以つて立たれた。

それからこの三田に移つた時の社中の約束書にも、これは一家の私塾にあらず、吾党共同の学問所なり、以来は三田の学問所と称すべしと書かれて居る。其の後度々演説に文章に其の意味のことを云つて居られたが、その最も明かなるは銅像開披式の演説に此の塾は一つの寺院の如きもの、慶応山義塾寺という寺とすれば、小幡塾長はその住職で、私はまづ老僧隠居と云うような所であろうと言われた。福沢先生の人格偉大なるが為めに、何としても先生は先生、門人は門人である、去ればと云つて先生の生死と共存を決するものと思ふものはなく、矢張り先生の死後と雖も永続し発展すべきものとして協力して来た所から見ると、慶応義塾という団体は、是れは不老不死の法人であると皆な期せずして居つたことである。実に此の塾は倒そうとして倒すことの出来ぬ、廢そうとして廢することの出来ぬ、どうしても動かすべからざるものであると云う様な心持で、別に今月今日改めて法人にしなければならぬと云うような觀念も起らず、別に其の手續なども急がぬと云うようなことで、今日に及んだのでありますが、併しながら又た一面から見ると福沢先生も已に逝去せられ、又た塾の財産も段々増加して、昔のような簡単なものでない。殊に福沢家の方に於いても此の地面の如き全く慶応義塾の共有と思つて居るのに依然として福沢の名義の儘では困る、丁度今回五十年祭こそ好時機であるから此の際之れを登録するか何んとかして置いて貰いたいものだと言う同家の申出がありまして、取り敢えず評議員会にも相談した所が、財団法人として置こうと云うことに一決したのであります。

義塾

次に、「義塾」の吟味にうつる。「慶応」については、福沢がその命名の由来を『慶応義塾之記』にも書き、『慶応義塾紀事』にも詳しく記しているので問題はないが、「義塾」は説明なしに使用されているので、従来さまざまな疑義がでて、いろいろな解釈や臆測が行われてきた。いずれも一理はあつても、なんとなく判つたようで判らぬまま、はつきりせ

ぬのは遺憾である。そこで手を尽して調査してみた。以下はいままで調べたところの中間報告である。

まず、「慶応義塾之記」の本文を見て気付くことは、「今爰ニ会社ヲ立テ、義塾ヲ創メ」とあつて、「義塾」という語が普通名詞の如く使用されている点である。しかも、全く説明がないのは、当然誰れもが知つている語として使用している、と一応考えられる。ところで、先年石川謙氏にうかがつたところ、江戸期には、「義塾」を使用した学校を見かけない、というお話であつた。ところが、その後、確実な使用例と見ることのできるものが、二つほど発見されたが、何れも吟味してみると、その性格が近世中国における「義塾」、すなわち義捐によつて人々のために立てた郷村の塾で、学費を徴収せぬものであることがわかつた。一つは、天明七年(一七七八)十七歳の近藤重蔵が同志と協力して江戸小石川に開いた「白山義塾」、もう一つは、天明八年(一七八九)現在の埼玉県上尾宿に、土地の旧家山崎武平治が、有志と計り、学舎を立て、僧雲室がこれに「聚正義塾」と名付けた、という僅かにこの二例である。江戸期においては、これに近い種類の学校は「郷学校」と呼び慣わして、「義塾」という語は流行しなかつたのであろう、とわたしは推察する。そうして、稀れに、例えば近藤の如く、「義塾」という語を知つた極く少数の人が、自分の立てた学校にこの語を当てたものであろうと判断する。

「義塾」の語義を正しく知るには、したがつて、中国のことを調べなければならぬ。近世中国においては、郷村の重立つた人が自費や村の公共費で学校を立て師を招いて教えさせた。また、宗族といつて、一族の本家分家が多数あつまつている土地には、族中のものもちが金や土地やその他のものを義捐し、又は、一族の共有財産がある場合には、それから費用を出して塾を設ける。清代には政府の政策で官の奨励や補助もあつたので、地方にはこれらの族塾がたくさん出来た。こういう塾の中には、学費を取らないものがあつた。それを「義塾」と云つたのである。

したがつて、福沢が「義塾」という語を使つて、しかも、日本ではじめて、月謝の制度を創始したのは、矛盾もはなはだしいわけで、福沢はこの語の本来の意味を知らずに、感ちがいで使つたか、あるいは、承知の上で、この語に全く新

しい意味を与えて使つたか、いずれかであろう、と考えざるを得ない。

ところで、福沢が束脩の式を廃し、月謝等の制を新たに設けた理由を、『慶応義塾紀事』の中で、説明している。その大意は次のようである。明治維新の戦の結果、塾の教員の中には、いままで藩主からいただいていたものがもらえなくなつて、生計が立たなくなつた。そこで、社中の者が集つて、大いに議論をたたかわした上、授業料というものを取ることに一決した。この新しい制度を設ける理由は、古来日本では、人にものを教えるのは、所謂儒者で、彼等は衣食を藩主からもらうか、出入する旦那から扶持米などをうけたり、揮毫などして潤筆料を取つたり、講筵に出て謝物を受けるなどして、極めて曖昧の間に心身を悩まして、人の為に道を教えたわけであるが、今や、世界中の時勢は、このような曖昧なことでは済まなくなつてゐる。ものを教えるのも人の労力であつて、労してその報酬を取るのに何の妨げがあるうか。断じて、旧慣を破つて、学生から授業料を取る制度を創めようではないか。というわけで授業料の制を創めた。また、昔から束脩という慣わしがあるが、これは入学の際に、師弟一対一の間のみ行われてきた古来の礼式であるが、今や、慶応義塾では教員は一人ではない、多数いる。教えるものは皆教師で、学ぶ者皆弟子である。それは、今日教えられる身が、明日は教える身になることが起るやもしれぬ（半学年半教の制）。このように考えると、束脩などの名は不適當だから、入金とこれを改め、その金額なども明記して、納金の際には熨斗や水引などはつけてくる必要はない。以上が学費を徴収する新しい制度を決定した趣旨である。

このような、当時としては、思い切つたことを断行しようとしているのに、本来無月謝を意味する「義塾」の名称をなぜ使用したのか、まことに理解に苦しむ。ところで、福沢は他の場合には、漢字の使用は驚くほど正確で適切である。それであるのに、どうして「義塾」の場合だけ矛盾しているのか、わからない。

そこで、この難問を解く一つのヒントとして、福沢が文久二年渡欧の際、ロンドンで買つて持ち帰つた『英清辞書』

(English and Chinese Dictionary, by W. H. Medhurst, Sen. Shanghai; printed at the Mission Press.

1847, 1848) 二冊を採り上げてみる。この辞書の Public School の項は「義塾」と訳されている。これを福沢が見たことはまず間違いなからう。ところで、岩波『教育学辞典』の諸橋轍次氏執筆による清代教育制度の記述では、義学(塾)は社学と並んで「公学」の部類に属し、「官学」・「私学」に対比させている。前述のように義学も社学も義捐や一族共有財産を以て地方郷村に立てられた学校で公共性が濃い。だから中国で「公学」と呼ばれているのは当然で、単に設立者の性格だけで、公私の別を立てるわが国の考え方で見ると、私立のようでもあるが、そこには中国的な地方特殊事情があり、したがって見方がちがうのである。

ところで、『英清辞書』の Public School は、イギリスの所謂パブリック・スクールのことをさしているのか、それとも、わが国などという「公立学校」を指しているのか、速断はできぬが、訳語に「義学(塾)」を当てているところを見ると、前者に近いようである。何故なら、イギリスや清国には、わが国などとは違った事情と見方があり、日本人の眼から見て、プライヴェート・スクールでも、公共性をもつていれば、Public School とイギリスでは呼び、清国では「義塾」と呼んでいるからである。この場合「義」は「公」と同義である。「衆と之を共にすること」を「義」ともいい、また「公」ともいうからである。

福沢は恐らく、学費を徴収するか、しないか、という点を一応はなれて、公共性の問題を考えたらしい。それには三重の意味がある。人間普通の実学と見た洋学そのものの公共性が第一、建営する主体、つまり会社の共同性が第二、全国各地から士庶ともに来学するという、入学する者に対する公開性が第三、これら三重の性格が、「義塾」の本義である、と福沢は理解していたようである。「慶応義塾之記」のはじめの一節の文章の中には、これら三重の意義が簡明に記されている、と見るのは、わたしのひが眼であろうか。もう一度読み返してみたい。

近世洋学百年の伝統

次に、記述は一転して、近世洋学百年の歴史になる。全体を三期に分け、宝暦天明からおおよそ五十年間を第一期とし、これを蘭学の草分け時代と見、次いで天保弘化の頃からおよそ二十年間を第二期とし、すぐれた蘭学者が輩出し、翻譯の書が次々に出て、医学その他、物理・天文・地理・化学など数科の学の端緒が見えはじめた時代と見、更に嘉永の末安政以来開国通商の行われてから慶応四年の現在までの三十年間を第三期とし、鎖国のわくが解き放たれ形勢が一変し、今までのように靴を隔てたような憾でなく、交際する国も英米仏魯蘭と五国になつて、名も蘭学から洋学と改まり、学問が大進歩をした時代と見ている。

「抑モ洋学ノ由テ興リシ其始ヲ尋ルニ、昔享保ノ頃長崎ノ訳官某等、和蘭通市ノ便ヲ計リ、其国ノ書ヲ読習ハンコトヲ訴ヘシガ、速ニ允可ヲ賜リヌ。即チ我邦ノ人横行ノ文字ヲ読習ルノ始メナリ。其後宝暦、明和ノ頃、青木昆陽、命ヲ奉ジテ其学ヲ首唱シ、又前野蘭化、桂川甫周、杉田鶴齋等起リ、専精シテ以テ和蘭ノ学ニ志シ、相与ニ切磋シ各得ル所アリト雖モ、洋学草昧ノ世ナレバ、書籍甚ダ乏シク、且之ヲ学ブニ師友ナケレバ、遠ク長崎ノ訳官ニ就テ其疑ヲ叩タキ、偶々和蘭人ニ逢バ其実ヲ質セリ。蓋此人々孰レモ英邁卓絶ノ士ナレバ、只管自我作古ノ業ニノミ心ヲ委ネ、日夜研精シ寢食ヲ忘ルルニ至レリ。或ハ伝フ、蘭化翁長崎ニ往キ和蘭語七百余言ヲ学得タリト。是ニ由リテ古人力ヲ用フルノ切ナルト其学ノ難キトヲ察スベシ。其後大槻玄沢、宇田川槐園等継起シ、降テ天保、弘化ノ際ニ至リ、宇田川榛齋父子、坪井信道、箕作阮甫杉田成卿兄弟及緒方洪庵等接踵輩出セリ。是際ヤ読書訳文ノ法漸ク開ケ、諸家翻譯ノ書陸續世ニ出ルト雖モ、概ネ和蘭ノ医籍ニ止リテ、旁ラ其窮理、天文、地理、化学等ノ数科ニ及ノミ。故ニ当時此学ヲ称シテ蘭学ト曰ヘリ。蓋是時ト雖モ通商ノ国は和蘭一州ニ限り、其来舶スルヤ唯西陲ノ一長崎ノミナレバ、尚書籍ノ乏シキニ論ナク、総テ修学ノ道甚便ナ

ラザレバ、未ダ隔靴ノ憾ヲ免レズ。然ルニ嘉永ノ季、亜美理駕人我ニ渡来シ始テ和親貿易ノ盟約ヲ結ビ、又其好ヲ英仏露等ノ諸国ニ通ゼシヨリ、我那ノ形勢終ニ一変シ、世ノ士君子皆彼国ノ事情ニ通ズルノ要務タルヲ知り、因テ百般ノ学科一時ニ興リ、各其学ヲ首唱シ生徒ヲ教育シ、此ニ至リテ始テ洋学ノ名起レリ。是豈文学ノ一大進歩ナラズヤ」

ところで、物事が進むにはかならず段階を経て進む。学問の進歩も同じこと、近世洋学百年の歴史の跡をふり返つて見ると、あたかも、一段一段と階段をよじて高楼をのぼるように、進歩している。すなわち、天保弘化の頃に宇田川榛齋、榕庵父子、坪井信道、箕作阮甫、杉田成卿、立卿兄弟、緒方洪庵のような傑出した学者がぞくぞくと現われたのも、宝暦明和の頃の青木昆陽をはじめ、前野蘭化、桂川甫周、杉田鷺齋、又下つては大槻玄沢、宇田川槐園などの諸先哲が蘭学草分の苦勞をして、基礎的な第一段階の仕事をしておいてくれたお蔭であり、現在洋学が盛んなのも、開国通好が一因かもしれないが、天保弘化の諸先輩たちが立派な翻訳の仕事をして第二段階を築いておいてくれたからである。このように見ると、われわれが現在ののような洋学の隆盛な時代に遇うことのできたのも、みんな古人の賜ではないか、というのが福沢の近世洋学史観である。この福沢の学問意識の中に、百年にわたる歴史的伝統を承け、その先端に立っているのだという自覚と、そこに立つことのできたのも諸先輩のお蔭であるという感謝の念とを、はつきり読みとることができる。福沢はそれを次のように書いている。

「願フニ一事一運ノ将ニ開カントスルヤ、進ムニ必ズ漸ヲ以テス。譬ヘバ猶樓閣ニ上ルニ階級アルガ如シ。乃チ天保、弘化ノ際、蘭学ノ行ハレシハ、宝暦、明和の諸哲コレガ初階ヲ成シ、方今洋学ノ盛ナルハ、各国ノ通好ニ因ルト雖モ、実ニ天保、弘化ノ諸公之ガ次階ヲ成セリ。然則吾党今日ノ盛際ニ遇フモ、古人ノ賜ニ非ザルヲ得ンヤ。」

ところで、福沢が「慶応義塾之記」を起草するすこし前に、杉田玄白（鷺齋）の書いた『蘭学事始』を読んで、その感激を以て、「慶応義塾之記」の筆を執つたらしい形跡がある。福沢が『蘭学事始』を読んだ時と、「慶応義塾之記」を書

いた時とが、たいして離れていないばかりか、両者の内容を比べて見ると、「慶応義塾之記」の記す近世洋学百年史の第一期に当る部分が、ぴつたり「蘭学事始」全体の記述に符合し、あたかも同じ二枚のフィルムを重ね合わすように一致しているからである。

しかも、この推定を裏付ける確実な証拠がある。それはあまりにも有名な事件で、世間周知のことではあるが、ただ、その事件と「慶応義塾之記」とが、また、切つても切れない結びつきがある、ということとは、あまり知られていないようである。その証拠となる文書とは、福沢が明治二十三年四月一日付で書いた「蘭学事始再版の序」である。

蘭学事始の原稿は素より杉田家に存して一本を秘蔵せしに、安政二年江戸大地震に焼失して、医友又門下生の中にも曾て謄写せし者なく、千載の遺憾として唯不幸を嘆ずるのみなりしが、旧幕府の末年に神田孝平氏が府下本郷通を散歩の折節、偶ま聖堂裏の露店に最と古びたる写本のあるのを認め、手に取りて見れば紛れもなき蘭学事始にして、然かも鸚齋先生の親筆に係り門人大槻磐水先生に賜りたるものなり。神田氏の雀躍想見る可し。直に事の次第を学友同志輩に語り、孰れも皆先を争うて写取り、俄に数本の蘭学事始を得たる其趣は、既に世に亡き人と思ひし朋友の再生に遭うたるが如し。而して之を再生せしめたる恩人は神田氏にして、我輩の共に永く忘れざる所なり。書中の紀事は字々皆辛苦、就中明和八年三月五日蘭化先生の宅にて始めてターフルアナトミアの書に打向い、艫舵なき船の大海に乗出せしが如く茫洋として寄る可きなく唯あきれにあきれて居たる迄なり云々以下の一段に至りては、我々は之を読む毎に、先人の苦心を察し、其剛勇に驚き、其誠意誠心に感じ、感極りて泣かざるはなし。迂老は故箕作秋坪氏と交際最も深かりしが、当時彼の写本を得て兩人対坐、毎度繰返しては之を読み、右の一段に至れば共に感涙に嘔びて無言に終るの常なりき。斯くて一兩年を過ぎ、世は王政維新の変乱と為り、都下の学友輩も諸方に散じて、東西南北唯兵馬の沙汰を聞くのみ。此時に当り迂老は江戸に住居し、独り目下の有様を見聞して、我国文運の命脈甚だ覚束なしと思ひ、明治元年のことなり月日は忘れたり、小川町なる杉田廉卿氏の宅を訪ひ、天下の騒然復た文を語る者なし、然るに君が家の蘭学事始は我輩学者社会の宝書なり、今是を失うては後世子孫洋学の歴史を知るに由なく、且は先人の千辛万苦して我々後進の爲めにせられたる其偉業鴻恩を空うするものなり、就ては方今の騒乱中に此書を出版したりとて見る者もなかる可しと雖も、一度び木に上するときは保存の道これより安全なるなし、実に心細き時勢なれば売弘などは出来ざるものと覚悟して出版然る可し、其費用の如きは迂老が斯道の為

め又先人へ報恩の爲めに資く可しとて、持参したる数円金を出し懇談に及びしかば、主人も迂老の志を悦びいよく上木と決し、其頃は固より活版とてはなく、先づ草稿を校正して版下に廻はし、桜の版に彫刻することなれば、彼れ是れ手間取り、発兌は翌明治二年正月のことになりき。即ち今の版本蘭学事始上下二卷、是れなり。爾後不幸にして廉卿氏は世を早うせられ、版本も世間に多からず。然るに今回は全国医学会に於て或は其再版ある可しと云う。迂老の喜び喩へんに物なし。数千部の再版書を普く天下の有志者に分布するは即ち蘭学事始の万歳にして、嘗に先人の功勞を日本国中に發揚するのみならず、東洋の一國たる大日本の百数十年前、学者社会には既に西洋文明の胚胎するものあり、今日の進歩偶然に非ずとの事實を、世界万国の人に示すに足る可し。内外の士人この書を読て単に医学上の一小紀事とする勿れ、明治二十三年四月一日、後学福沢諭吉謹誌。

天真の学

近世洋学百年の歴史の伝統を継承しているという自信と、それに対する感恩の念に次いで来るのが、洋学というものがもっている働きに対する認識と、洋学者の爲すべき仕事に対する自覚とである。認識については、「抑モ洋学ノ洋学タル所ヤ、天然ニ胚胎シ、物理ニ格致シ、人道ヲ訓誨シ、身世ヲ営求スルノ業ニシテ、眞実無妄、細大具備セザルハ無ク、人トシテ学バザル可カラザルノ要務ナレバ、之ヲ天真ノ学ト謂テ可ナランカ」と記し、また、自覚については、「吾党此学ニ従事スル茲二年アリト雖モ、僅カニ一斑ヲ窺ノミニテ、百科浩漭、常ニ望洋ノ嘆ヲ免レズ。実ニ一大事業ト称ス可シ。然ドモ難キヲ見テ為ザルハ丈夫ノ志ニアラズ。益アルヲ知リテ興サザルハ報國ノ義ナキニ似タリ」と記している。前者は洋学の本質について述べたもので、洋学というものはまず自然をもとにして、事物の定則を窮め、人を道德にみちびき、人世の活計を立てる業であつて、うそいつわりなく、あらゆるものにわたつてゐるから、人として生れたからには学ばなければならぬ要務である。だからこれを「天真の学」と呼んだらよかろう、と云う。後者は、洋学者の使命について述べたもので、われわれ洋学者はすでに何年もこれを勉強しているが、わずかにその一部をかじつたにすぎず、まだまだ学ば

なければならぬことが山ほどあり、「望洋の嘆」をまぬかれぬ。実際これは大事業だが、難しいからといつてしりごみしては「男子の志」に反するし、利益があるのが判つているのに事を進めないのは「報国の義」にそむくというものだ、と云う。洋学論としてまことに簡にして要を得た文章であるが、福沢のこれまでの勉強が凝つてこの文章になったものであると同時に、爾後の福沢の洋学論の展開とそれにもとづいた事業のかずかずは、この凝つたものが融けてひろがつたものであると見る事ができる。

東洋になくて西洋にあるものは、数理の觀念と独立心である、というのは『福翁自伝』の有名な文句であるが、洋学は自然界人間界を支配する力を与えるとともに、自己を制御する力をも与える、と福沢は見ていた。福沢の洋学觀はセルフ・サフィシエントであつて、超自然を要しないものであつた。手放しに明るく、樂天的であつた。そこに十九世紀的性格を見ることが出来る。

共立学校の制

右のように、慶應義塾の学問の性格がはつきりしたので、次に、どのような学校を立てるかの問題が来る。「蓋此学ヲ世ニ拡メンニハ、学校ノ規律ヲ彼ニ取り、生徒ヲ教導スルヲ先務トス。仍テ吾党ノ士、相与ニ謀テ、私ニ彼ノ共立学校ノ制ニ倣ヒ、一小区ノ学舎ヲ設ケ、コレヲ創立ノ年号ニ取テ、仮ニ慶應義塾ト名ク。今茲四月某日、土木ヲ竣メ、新ニ舎ノ規律勸戒ヲ立テリ。」この一節の眼目は、「彼ノ共立学校の制」である。この時モデルになった「共立学校」とはどんな学校か。

『慶應義塾紀事』(再版、明治二十二年)の「学規之事」の末尾を見ると、「三十余年来学則は次第に變革して、今日にして前後比較すれば殆ど別種のものゝ如くなれども、退て考れば此間に大改革とは一回も施行したることなし。唯時勢に従い学

間の進歩に促がされて、識らず知らずの際に徐々として自から改まりたることならん。今後も此法に依らんとて、社中年長の常に注意する所なり」と記してある。この記載によると、時とともに学規は変つたように見えるが、根本の考え方には変りはないというのである。

また、明治二十二年一月の「慶応義塾資本金募集の趣旨」を見ると、「慶応義塾は開基以来三十年、今に至るまで入学生徒の数六千三百余名、卒業生を出すこと五百余名、前後出でて官私百般の事業を執る者、其人員少しとせず。故に義塾の地位は一個の私立普通中学校として視る者なく、世人の意中これを大学校視する者往々少なからず。今これを名実相適の地位に進むには……云々」と記してある。すなわち、世間では慶応義塾を中学校とは見ず、大学校と思っている者が多い、だからいつそ専門学を新設して、名実ともに大学校にしてしまおう、と云っているのである。この事も、前の考え方で行けば、初めから目指していた方向への成長と見るべきであつて、慶応義塾は初めからこのようになる含みがあつた、という考えである。しかも、実際には、小・中学のコースをも並存する形で成長している。

右の二つの引用文に、ともに「三十年」とあるのは、幕末十年の福沢塾時代を含めているからであつて、慶応義塾を名乗つてからは「二十年」である。福沢塾時代は準備期であつたと見るべきである。

そこで慶応四年の時点で、「彼ノ共立学校ノ制」をモデルとして取り上げた際にも、福沢はじめ集つて相談した社中の頭の中には、いまはとにかく、将来は大学にという含みがあつた、と想像して間違いはあるまい。教科書は前年渡米の際にアメリカから買つて来たハイ・スクール程度のもを使用したけれども、福沢の私学観から判断して、モデルにしたのはイギリスのパブリック・スクールあたりであると、わたくしなど考えていて、具体的に特定の学校を念頭においていたのではない、と思つていた。

ところが、『西洋事情』『西航記』『カーメン・E・ブラッカー女史調査報告、ザ・タイムズ及び・ザ・モーニング・ポ

スト所載、日本使節一行動静記事」(慶応義塾百年史 上巻 一四八―一五二頁所収)などを調べているうちに、ロンドンのキングス・カレッジが浮かび上って来た。「西洋事情」初篇卷之一「学校」の項には、「或は一所の学校にて大小相兼るものあり。竜動「キングスコルレージ」府中最も大なる学校の名の如きは学生五百人ありて、楼上是は大学の教を授け、楼下は小学校の教を設く」という記事があり、「西航記」及び「ブラッカー報告」には、文久二年四月二日から五月十五日までロンドン滞在中、(両資料の間に多少の出入と混乱があるが)同カレッジ附属の病院と学校とを二日乃至三日訪問し、見学している(四月八日、十八日、二十一(二)日)記事がある。「西洋事情」の記事は、この時の見学にもとづいて書かれたもの間違いない。しかし、これだけでは、確たる極め手にはならないので、次いで、キングス・カレッジの歴史を調べて見たところ、次の諸点が判明した。

(一) キングス・カレッジは、一八二七年進歩的な人々が勅許をうけずにロンドンに立てた「大学」に対する対抗馬として、保守派の人達が、一八二九年勅許を獲て二年後に開いたものである。だから保守的な面もあるが、学科などは、劍牛二大学のそれよりはるかに新時代的で、しかもジェネラル・エデュケーションの性格を全体として持つていた。そうして、キングス・カレッジ・スクールと称する準備コースをもつ中学校が附設されていて、この学校の方が二年早く、一八二九年に開設されている。

(二) キングス・カレッジ・スクールは、十九世紀初頭の性情勢を背景に、中産階級の教育要求にこたえて出来た多くの中学校の一つであつて、九大パブリック・スクールと地方のグランマー・スクールとの特徴を折衷したような型の学校で、寄宿学校でなく学費も安く、教科にも古典的なものほか、数学・科学・近代語が加えられ、財団経営で、所謂 Proprietary School であつた。全体として見て、パブリック・スクールの長所を真似た学校であつた。パブリック・スクールはノン・ローカルで寄宿が特徴であるが、キングス・カレッジ・スクールは通学学校(デイ・スクール)で、いわば都会

型パブリック・スクールであつた。(当時の慶応義塾が、ノン・ローカルで日本全国から学生が来学してきたのと対照的である。)この種の学校を当時英国社会が要求したのだ。

(三) 文久二年(一八一八)福沢がロンドンに滞在していた当時は、ロンドンの二つのカレッジ、すなわち、ユニヴァーシティ・カレッジ(一八三六この名を許された)とキングス・カレッジは即かず離れずの関係で存在していて、ユニヴァーシティ・カレッジにも、ユニヴァーシティ・カレッジ・スクールと称する、全くキングス・カレッジ・スクールと同じ性格の学校(一八三三設立)が附設されていたが、福沢はこの方は見学しなかつたらしい。この両カレッジが合体して、現在のロンドン大学に成つたのは二十世紀に入つてからのことである。

以上のようなことが明らかになつたが、これを基にして考えると、キングス・カレッジ、あるいは、キングス・カレッジ・スクールを意識的に名指していたとははつきり云えないまでも、「彼の共立学校ノ制」という語の意味するものが、どのようなものであつたか、ということが、いくらか判明したように思う。

社中の協力と将来への期待

「慶応義塾之記」は社中の協力と勉勵とに期待する文章を以て結びとしている。すなわち、社中にむかつて、「吾党ノ士、千里笈ヲ担フテ此ニ集リ、オヲ育シ智ヲ養ヒ、進退必ズ礼ヲ守リ、交際必ズ誼ヲ重ンジ、以テ他日世ニ済ス者アラバ、亦国家ノ為ニ小補ナキニアラズ」と云つて、大いに勉勵これ努め、世の中の為に働け、と説き、「且又後来此挙ニ倣ヒ、益々其結構ヲ大ニシ、益々其会社ヲ盛ニシ、以テ後来ノ吾曹ヲ視ルコト猶吾曹ノ先哲ヲ慕フガ如キヲ得バ、豈亦一大快事ナラズヤ」と云つて、将来義塾を益々盛大にして、今われわれが諸先哲を慕つてるように、後進をしてわれわれを敬慕させることができたならば、なんと愉快なことではないか、と述べ、「嗚呼、吾党ノ士、協同勉勵シテ其功ヲ奏セヨ」と

結んでいる。(未完)

附記 参考文献摘要

A、「会社」に関するもの

一、『慶応義塾百年史』 上巻・中巻(前)

二、『慶応義塾紀事』に関する若干の考証(史学第三十九卷第一号)

B、「義塾」に関するもの

一、岩波『教育学辞典』(支那教育史・清代—諸橋轍次、塾—牧野
巽。)

二、陶南邨著『輟耕録』泰東図書局中華民国十一年。日中辞書類に
は、「義塾」の語の例として『輟耕録』中の左の文を引く(周待
制月巖先生仁采買地於府城之鄭梘児坊勸義塾以淑後進築礎時掘地
深纜数尺有青石獲雙硯硯有款識乃唐鄭司戸虔故物塾既成遂名雙硯
堂)元末のことなり。この語の初出か。

三、「聚正義塾」のこと、——遠藤泰助『著天満天神信信の教育史
的研究』

四、小川泰子著『清代義学設立之基磐』(英文)

五、松村祐次著「清代の紳士」(一橋論叢第四十四卷六号)

C、「共立学校」に関するもの

1. Barnard, H. C., History of English Education, From
1760. 1961. (second ed.)

2. Barnard, H. C. and Lauwery, J. A., A Handbook of

British Educational Terms. 1936.

3. Curtis, S. J., History of Education in Great Britain.
1961 (Fourth ed.)

4. Armfelt, R., The Structure of English Education.
1955.

5. Hearnshaw, F., A Centenary of King's College. 1929.
(入手出来ず、右のバーナーズ『英国教育史』の引用に依る。)

芝新錢坐慶應義塾之記

慶應義塾之記

今矣ニ會社ヲ立テ義塾ヲ創シ同志諸子相共ニ講究
切確ニ以テ洋學ニ從事スルヤ事本ト私ニテクハ廣
ク之ヲ世ニ公ニシ氏ヲ問ハズ苟モ志アルモノナ
シテ未學セシメンヲ欲スルナリ抑モ洋學ノ由テ真
リシ其始ヲ尋ルニ昔享保ノ頃長崎ノ譯官某等和蘭
通志ノ便ヲ計リ其國ノ書ヲ讀習ハンコトヲ訴ヘシガ
速ニ允可テ賜リス即チ我邦ノ人横行ノ文字ヲ読習
ルノ始メナリ其後室戸明和ノ頃音木尾陽命ヲ奉レ
テ其學ヲ首唱シ又前野蘭化桂川甫周杉田鴎齋等起
リ專精シテ以テ和蘭ノ學ニ志シ相与ニ切磋レ各得
ル所アリト雖モ洋學草昧ノ世ナレハ書籍甚乏シク

且之ヲ學フニ師友ナケレハ遠ク長崎ノ譯官ニ就ク
其疑ヲ叩クキ偶和蘭人ニ逢ハ其實ヲ質セリ蓋此人
々孰レモ英邁卓絶ノ士ナレハ只管自我作古ノ業ニ
ノミ心ヲ委子日夜研精シ寢食ヲ忘ルニ至レリ或
ハ傳フ蘭化翁長崎ニ往キテ和蘭語七百餘言ヲ學得
タリト是ニ由テ古人カク用ユルノ切ナルト其學ノ
難キトヲ察スベシ其後大槻玄澤宇田川槐園等起
シ降テ天保弘化ノ際ニ至リ宇田川棟齊父子洋井信
道某作阮甫杉田成郷兄弟及緒方洪庵等接踵輩出セ
リ是際ヤ読書訳文ノ法漸ク開ケ諸家諸語ノ書陸續
世ニ出ルト雖モ概チ和蘭ノ醫籍ニ止リテ旁テ其寫
理天文地理化學等ノ數科ニ及ノミ故ニ當時學

称シテ蘭學ト曰ヘリ蓋是時ト雖モ通商ノ國ハ和蘭
一州ニ限リ其來舶スルマ唯西陲ノ一長崎ノミナレ
ハ尚書籍ノ乏キニ論ナク總テ修學ノ道甚便ナラサ
レバ未タ隔靴ノ憾ヲ免レズ然ルニ嘉永ノ季亞美理
駕人我ニ渡來シ始テ和親貿易ノ盟約ヲ結ビ又其好
ヲ英佛魯等ノ諸國ニ通セシヨリ我邦ノ殷勞終ニ一
妻シ世ノ士君子皆彼國ノ事情ニ通ケルノ要務タル
ヲ知り因テ百般ノ學科一時ニ真リ各其學ヲ首唱シ
生徒ヲ教育シ此ニ至リテ始テ洋學ノ名起レリ是豈
文學ノ一大進歩アラスマヤ願ヲニ一事一運ノ將ニ開
カントスルヤ進ムニ必ス漸ヲ以テス譬ハ猶樓閣
ニ上ルニ階級アルカ知レ乃チ天保弘化ノ際蘭學ノ

行ハレシハ室曆明和ノ諸哲コレガ初階ヲ成シ方今
 洋學ノ盛ナルハ各國ノ通好ニ因ルト雖モ實ニ天係
 弘化ノ諸公之カ次階ヲ成セリ然則吾黨今日ノ盛際
 ニ邁ラセ古人ノ賜ニ非サルヲ得ニヤ抑モ洋學ノ以
 テ洋學タル所ヤ天然ニ胚胎シ物理ヲ格致シ人道ヲ
 訓誨シ身世ヲ營求スルノ業ニシテ真実無甚細大備
 具セザルハ無ク人トシテ學バザル可ラサルノ要務
 トレハ之ヲ天眞ノ學ト謂テ可ナランカ吾黨此學ニ
 従事スル茲ニ年アリト雖モ僅カニ一班ヲ窺フニ
 テ百科浩濔常ニ望洋ノ嘆ヲ免レズ實ニ一大事業ト
 稱ス可シ然レ雖モ見テ為ナルハ大夫ノ志ニアラ
 ス益アルヲ知テ與テ、ルハ報瀕ノ義トキニ似タリ

茲此學ヲ世ニ授クハ學校ノ規律ヲ彼ニ取リ生
 徒ヲ教道スルヲ先務トス仍テ吾黨ノ士相与ニ謀テ
 私ニ彼ノ共立學校ノ制ニ倣ヒ一小區ノ學舎ノ設ケ
 コレヲ創立ノ年號ニ取テ假ニ慶應義塾ト名ク今茲
 四月某日土木切ヲ竣メ新ニ舎ノ規律勅戒ヲ立テリ
 業クハ吾黨ノ士千里笈ヲ擔テ此ニ集リ才ヲ育レ
 智ヲ養ヒ進退必ク禮ヲ守リ交際必ク誼ヲ重シ以テ
 他日世ニ濟ス者アラバ亦國家ノ為ニ小補ナキニア
 ラズ且又後進此舉ニ倣ヒ其緒撰テ大ニ盛ニ其會
 社ヲ盛ニシ以テ後來ノ吾曹ヲ視ルニ猶吾曹ノ先哲
 ノ慕フカ如キヲ得ハ豈亦一大快事ヲナスヤ嗚呼吾
 黨ノ士協同勉勵レテ其功ヲ奏セヨ

『芝新錢座慶應義塾之記』に關する若干の考証(一)

○規則

- 一 會社人々務テ義塾ノ學問ヲ盛ニセンヲ欲シ其風
 習ヲ整肅ニセンクメ則チ決定スル所ノ紀律左ノ
 如シ
- 一 眠食都テ清潔ヲ心拭ヘシ
- 一 金銀ノ貸借ヲ禁ス
- 一 門ノ出入ハ夜五半時ヲ限ル
- 一 夜中音詠ヲ禁ス
- 一 毎朝早起夜具ヲ片付私席ヲ掃除スベシ
- 一 尸障子壁其外銘々ノ行燈ヘモ樂喜一切無用タル
 ベシ

- 一 衣長屋ノ窓ヨリ物ヲ買ヒ或ハ往來ノ人ト談話ス
 ベカラス
- 一 社中ノ人ハ元來文ヲ事トスルモノナレハ何等ノ
 事故有トモ扶刀不致ハ勿論假令ヒ刀ヲ扱候節モ
 私席ニテ無用タルヘク必整中ノ執事ヘ相届講堂
 ノ傍人ナキ思フテ鞘ヲ脱スベシ
- 一 外人ヘ應接ハ必ス應接ノ間ニ於テスヘシ或ハ知
 已學友等不持正白ハ私席ヘ案内イタレ不苦トイ
 ヘトモ鄰席ノ妨相成ヘクニ甘遠慮スベキ事
- 一 塾中出入ノ高人等ヘ要用有之節ハ食堂ノ上リ正
 マテ其用ヲ弁スヘシ都テ塾僕ノ外中人ハ一切塾
 中ヘ入ルベカラズ

- 一 講談會讀素読一切講堂に於テ私席へハ可成大立ニ近スヲトナカルベシ
- 一 講堂ノ掃除ハ三人ヲ一組トシ一週日ノ間是ヲ引受テハ次ノ組合ニテ又一週日ヲ引受ベシ
- 一 但講堂ノ掃除トハ毎朝掃除ニ窓戸ヲ開キ塵掃ニテ障子其外ヲハ夕キ帯ニテハキイタシ晩ハ又窓戸ヲ閉スル事ナリ控側其外ヲ拭フ事ハ整倣職令ナリ
- 一 外人應接、為毎日一人ツ、順番ヲ立應接ノ間ニテ書ヲ読ミ傍ニ其用ヲ便スヘシ
- 一 會讀講義素読終レハ直ニ掃除スベシ但共掃除ノ外來ノ社中ニテ引受ベシ

右之條々相守若シ不便ノ事アラハ五ニ商議シテコレヲ改ムベシ

○食堂規則

- 一 食事ハ朝堂八時登第十二時夕第五時ト定ム
- 一 但シ日ノ長短ニ從テ次第ニ其差アルベシ
- 一 食事ノ報告第一拵ヲ開テ各月忘シ第二拵ヲ開テ食拵ニ就キ第三拵ヲ閉テ各月忘シ第二拵ヲ開テトス此期限ニ後ル、者ハ其次堂ヲ食堂蓋へ申出ベシ但シ期ニ後レテ食スル者ハ食後自分ニテ掃除スベシ
- 一 共掃除トハ自分ノ用ヒレ食拵共ニ其邊ノ汚穢

- 一 拵ヒフキンニテ拭フ事ナリ
- 一 官席ニテ飲食スルヲ禁ス飲食ノ器ヲモ坐右ニ置ベカラズ
- 一 三度常食ノ外私ニ食堂ニテ飲食スルモノハ必共跡ヲ掃除スベシ
- 一 日曜日ハ業ヲ休ミ午後第ニ時ヨリ食堂ニテ飲食勝手次第但シ大酒ヲ用ヒ安ニ大声ヲ發スルハ嚴禁ナリ
- 一 食拵ヲ食堂外へ持出シ或ハ他ノ用ニ供スベカラズ但シ讀書正坐ニ倦ミ暫食拵上ニテ書ヲ讀ム事ハ不禁
- 一 午後晩食後ハ木ノボリ玉遊等ハムナスヲ禁ム

從ヒ種々ノ戲イタシ勉テ身軀ヲ運動スベシ

右之條々相守若シ不便ノ事アラハ五ニ商議シテコレヲ改ムベシ

○入社規則

- 一 會社ニ入ル者ハ其式トシテ金壹兩可相納事
 - 一 入塾之祿ハ塾僕へ金貳朱可違事
 - 一 外宿之社中ハ毎月金貳朱宛可相納事
 - 一 入塾之證人ハ本人在塾中其一身之事務悉ク可引受事
- 慶應四年戊辰四月
- 慶應義塾同社

○日課

一 經濟書講義

火曜日 木曜日 土曜日 朝 第九時ヨリ

福澤 諭吉

一 合衆國歴史講義

火曜日 木曜日 土曜日 朝 第九時ヨリ

小幡篤次郎

一 窮理書講義

月曜日 水曜日 金曜日 朝 第十時ヨリ

村上辰次郎

一 萬國歴史會讀

月曜日 木曜日 午後 第一時ヨリ

小幡甚三郎

一 窮理書會讀

火曜日 金曜日 午後 第一時ヨリ 第四時迄

永嶋貞次郎

一 人身窮理書會讀

水曜日 土曜日 午後 第一時ヨリ 第四時迄

杉山 棟庵

一 地理書素讀

月曜日 木曜日 午後 第一時ヨリ 第四時迄

小幡篤次郎

一 萬國歴史素讀

日曜日ノ外 毎日 朝 第九時ヨリ 第十時迄

永嶋貞次郎

一 窮理初歩

日曜日ノ外 毎日 朝 第九時ヨリ 第十時迄

村上辰次郎

一 文典素讀

日曜日ノ外 毎日 朝 第九時ヨリ

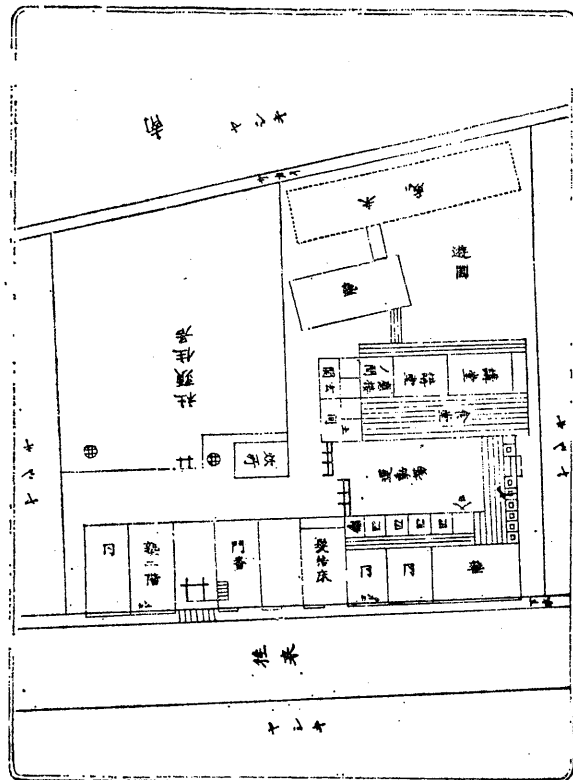
小幡甚三郎

杉山 棟庵

第十時迄

小泉 信吉

『芝新齋座慶応義塾之記』に關する若干の考証(一)



中元祝酒之記

西洋事情外篇ノ初巻ニ云ヘルイアリ人若シ其天賦ノ才力ヲ活用スルニ當テ心身ノ自由ヲ得サレハ才力共ニ用テ為テス故ニ世界中何等ノ國ヲ論セズ付等ノ人種シルヲ問ハス人々自カラ其身体ヲ自由ニスルハ天道ノ法則ナリ即チ人ハ其人ノ人ニシテ猶天下ハ天下ノ天下ナリト云フカ知レ其生ル、ヤ東緯セラル、ナク天ヨリ附與セラレタル自主自由ノ通義ハ賣ル可ラス亦買フ可ラス人トシテ其行ヲ正シ他ノ妨ヲ為スニ非ヤレハ云々ト

春來國事多端遠ニ干戈ヲ動カスニ至リ帷幄ノ士ハ内ニ焦慮シ干役ノ兵ハ外ニ曝骨シ人情恟々是テ今

日ニ至ル於世ノ士君子或ハ筆ヲ投テ我新ヲ事ト
 スルアリ或ハ一書生タルヲ懐テ百夫ノ長タラント
 スルアリ或ハ養ヲ廢シテ兵タル者アリ高ヲ轉レテ
 士タル者アリ士ヲ忤テ高ヲ管ム者アリ事緒紛紜物
 論喋々亦文事ヲ顧ルニ違アラス嗚呼是革命ノ世ニ
 道ル可ヲサルノ事矣ナル可キノミ其際ニ當テ獨我
 義塾同社ノ士固ク舊物ヲ守テ志業ヲ變ゼズ其好ム
 所ノ書ヲ讀ミ其尊フ所ノ道ヲ修メ日夜亟ニ講究シ
 起居常時ニ異ナルヲナレ以テ悠然世ト相居テ遠近
 内外ノ新聞ノ如キモコレヲ聞クナ好マズ唯自指レ
 自樂ニ其道ヲ述スルニ汲々タレハ人亦コレニ告ル
 ニ新聞ヲ以テスル者少ク世間ノ情態示何様タルヲ

ルヲス社中自ラ興塾ヲ許シテ天下ノ一桃源ト稱シ
 其景況全ク世ト相父スルニ似タリ然リト云セヨク
 事理ヲ詳シ其由ル所其安スル所ヲ觀察セハ人各其
 才ニ所長アリ其志ニ所好アリ所好ハ必ス長シ所長
 ハ必ス好ム今天下ノ士君子専ラ世事ニ執掌シ干城
 ノ業ヲ事トスルモ或ハ此ヲ得サルニ出ルト雖自
 ラ其所長所好トカラサルヲ得ス故ニ彼ノ士君子モ
 天典ノ自由ヲ得テ其素志ヲ施スモノト云フ可レ又
 我黨ノ士幽窓ノ下ニ居テ秋夜月光ニ講究スルヲ由
 日ニ異ナルヲナキヲ得テ修心聞知ノ道ヲ樂ミ私ニ
 濟世ノ一斑ヲ達スルハ豈亦天典ノ自由ヲ得ルモノ
 ト云ナル可ケンヤ然ハ則チ我輩ノ所業其取ハ世情

ト相父スルニ似タリト云セヨク其実ハ夫ハ天道ノ法則
 ニ從テ天賦ノ才力ヲ用ユルノ外ナラザレハ其彼ノ
 間毫モ相父ルヲナレテ日ノ事既ニ已ニ斯ノ如レ復
 日ノ事亦將ニ斯ノ如クナルヘケレハ我黨ノ士自ラ
 阿ラズ自ラ曲ケス已ニ誇ルヲナラズ人ヲ卑ムヲナク
 夙夜業ヲ勉テ天ノ我ニ興フル所ノモノヲ懷ニスル
 一ナクハ堂唯社中ノ慶ノミナラン抑々天ノ典文
 ナ書ナ、ルノ深意ナル可レ本日遇中允同社手カラ
 酒有テ調理レ一杯ヲ奉テ文運ノ地ニ登ルヲ祝ス
 慶應四年戊辰七月
 慶應義塾同社 誌